

第4章 屋内タンク貯蔵所の基準

第1 定義（危政令第2条第3号）

屋内タンク貯蔵所とは、屋内にあるタンク（危政令第2条第4号から第6号までに掲げるものを除く。）において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。

第2 品名、数量及び指定数量の倍数の算定（危政令第5条、危規則第2条、第3条）

1 屋内タンク貯蔵所の貯蔵最大数量は、一のタンク専用室内にあるタンクの容量の総計をいうものであること。したがって、同一のタンク専用室内に複数の屋内貯蔵タンクを設置する場合、個々のタンク容量が指定数量未満であっても、合計した量が指定数量以上となるものは、一の屋内タンク貯蔵所として規制するものとする。

2 屋内タンク貯蔵所は、1棟の建築物の中に複数設置することができるものであること。ただし、複数の屋内タンク貯蔵所が壁又は床を共有することはできないこと。（昭和46年7月27日 消防予第106号、平成元年7月4日 消防危64号準用）

3 タンクの内容積は、「タンクの内容積の計算方法について」（平成13年3月30日 消防危第42号）により求めること。

第3 平家建の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準（危政令第12条第1項）

平家建の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準は以下のとおりとする。なお、「平家建の建築物」とは、当該屋内貯蔵タンクを設置する建築物全体が、地階を有さず、地上の階数が1であるものをいうこと。また、タンク専用室には、タンク及びこれに附属する設備（配管を含む。）に限り設置できるものであること。

1 離隔距離（危政令第12条第1項第2号、第2項）

タンクとタンク専用室の屋根及びはりとの間にも0.5m以上の間隔を保つよう指導すること。

2 標識及び掲示板

（危政令第12条第1項第3号、第2項、危規則第17条第1項、第18条第1項）

標識及び掲示板は、出入口付近の外部から見やすい箇所に設けること。

3 タンクの構造

屋内に設置される減圧して使用する危険物取り扱いタンクの水圧試験は最大常用圧力の絶対値の1.5倍の圧力で10分間行うこととして差し支えない。（平成9年10月22日 消防危第104号）

- 4 外面塗装（危政令第 12 条第 1 項第 6 号、第 2 項）
屋外タンク貯蔵所の基準 第 3 8 の例によること。
- 5 通気管、安全装置
（危政令第 12 条第 1 項第 7 号、第 2 項、危規則第 19 条、第 20 条第 2 項）
（1）通気管は、次によること。
ア 横引き管は、1/100 以上の上り勾配とすること。
イ 引火防止網は、40 メッシュ以上とすること。
ウ 通気管の先端は、可燃性蒸気を排出しやすい場所に設け、敷地外に可燃性蒸気が著しく流出するおそれがあるときは、通気管を内側に向けるか、可燃性蒸気の流出防止板を設ける等の措置をするよう指導すること。
（2）安全装置は、製造所の基準 第 5 14 の例によること。
（3）アルコール類等揮発性の高い危険物を貯蔵する屋内貯蔵タンクに設ける通気管は、危規則第 20 条第 1 項第 2 号に適合した大気弁付通気管を設置することができる。（昭和 37 年 10 月 19 日 自消丙予発第 108 号）
- 6 自動表示装置（危政令第 12 条第 1 項第 8 号、第 2 項）
屋外タンク貯蔵所の基準 第 3 11 の例によること。
- 7 配管（危政令第 12 条第 1 項第 11 号第 1 項第 11 号、第 11 号の 2）
配管は、製造所の基準 第 5 19 の例によること。
- 8 ポンプ設備（危政令第 12 条第 1 項第 9 号の 2、第 2 項、危規則第 22 条の 5）
タンク専用室の存する建築物以外の場所に設けるポンプ設備は屋外タンク貯蔵所の基準 第 3 13（8）から（11）まで、タンク専用室の存する建築物に設けるポンプ設備は屋外タンク貯蔵所の基準 第 3 13（8）及び（10）の例によること。

（参考）屋内貯蔵タンクに附属するポンプ設備の基準の適用

設置場所		屋外	ポンプ室内	タンク専用室
平 家 建	タンク専用室の存する建築物以外	危政令第 11 条第 1 項第 10 号の 2 ハ、ル、ヲ	危政令第 11 条第 1 項第 10 号の 2 ハからヌまで及びヲ	
	タンク専用室の存する建築物内		同上 （危規則第 22 条の 5 第 1 項第 1 号）	危規則第 22 条の 5 第 1 項第 2 号

9 タンク専用室の構造等（危政令第12条第1項第12号から第15号まで）

- (1) タンク専用室の壁のうち耐火構造としなければならない部分は、障壁とするよう指導すること。
- (2) タンク専用室が独立した専用の建築物である場合の屋根は、製造所の基準 第55(4)の例によることができること。

10 傾斜、貯留設備（危政令第12条第1項第16号、第2項）

屋内貯蔵所の基準 第59の例によること。

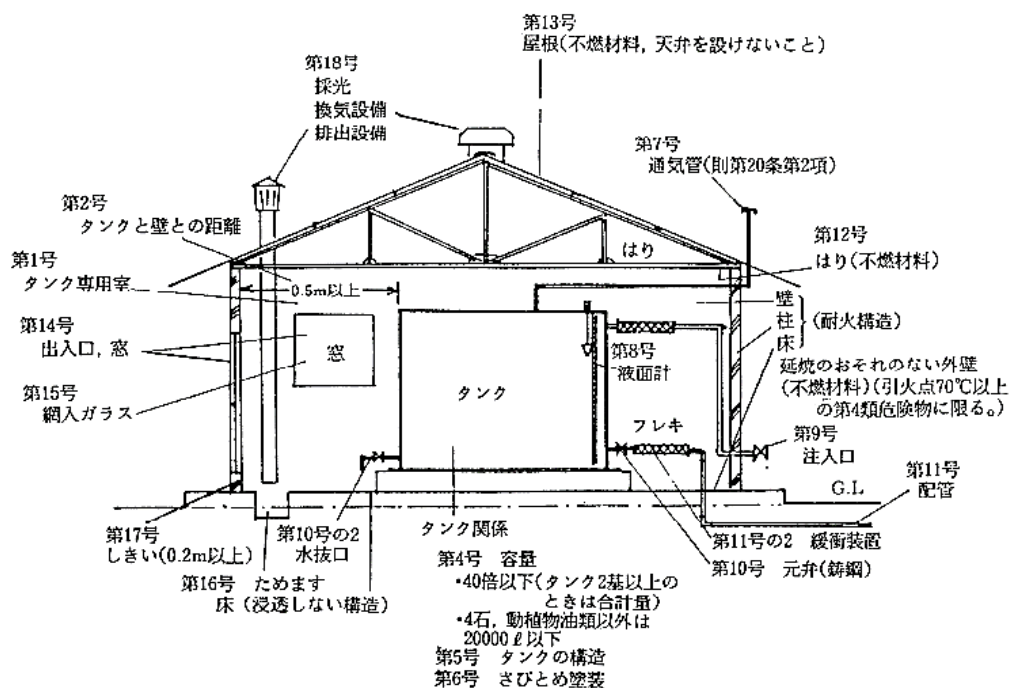
11 流出防止措置（危政令第12条第1項第17号）

- (1) タンク専用室の出入口のしきいの高さは、当該室内に貯蔵する危険物の全容量を収容できる高さとするよう指導すること。

なお、全容量の算定については、屋外タンク貯蔵所の防油堤容量の算定方法に準ずるものとする。

- (2) タンク専用室内に貯蔵する危険物の全容量を収容できる囲い又はせきを設けるときの（ポンプ設備を当該囲い又はせきの外側に設ける場合を除く。）は当該囲い又はせきをもってタンク専用室の出入口のしきいに代えることができること。

囲い又はせきを設ける場合にあっては、鉄筋コンクリート等をもって、気密で堅固な構造とし、設けた囲い又はせきはタンク専用室の壁とみなしタンク本体より0.5m以上離して設置すること。



屋内タンク貯蔵所参考例

第4 平家建以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準
(危政令第12条第2項)

1 タンク専用室(危政令第12条第2項第1号)

タンク専用室には、タンク及びこれに附属する設備(配管を含む。)に限り設置できるものであること。

2 危険物の量を表示する装置(危政令第12条第2項第2号)

(1) 「危険物の量を表示する装置」は、屋外タンク貯蔵所の基準 第3 11の例によること。

(2) 「当該危険物の量を容易に覚知することができる場合」とは、タンク専用室と注入口との間が、おおむね20m以内であり、かつ、音声により容易に連絡できる場合又は見通し可能な場合をいうこと。

3 ポンプ設備(危政令第12条第2項第2号の2、危規則第22条の6)

タンク専用室の存する建築物に設けるポンプ設備にあつては、屋外タンク貯蔵所の基準 第3 13(10)の例によるほか、次によること。

(1) ポンプ設備をタンク専用室以外の場所に設ける場合

ア ポンプ室の壁及び上階がある場合の上階の床は、障壁とするよう指導すること。

イ 屋外タンク貯蔵所の基準 第3 13(8)イ及びウの例によること。

(2) ポンプ設備をタンク専用室に設ける場合

「漏れた危険物が流出し、又は流出しないように必要な措置を講ずる」とは、ポンプ設備の周囲に設ける囲い又は基礎の高さを、タンク専用室の出入口のしきい又は危険物を収容するための囲い若しくはせきの高さ以上にすることをいうこと。

(参考) 屋内貯蔵タンク附属するポンプ設備の基準の適用

設置場所		屋外	ポンプ室内	タンク専用室
平家建以外	タンク専用室の存する建築物以外	危政令第11条第1項第10号の2ハ、ル、ヲ	危政令第11条第1項第10号の2ハからヌまで及びヲ	
	タンク専用室の存する建築物内		同上 (危規則第22条の6第1項第1号)	危規則第22条の6第1項第2号

4 タンク専用室の構造等(危政令第12条第2項第3号から第6号まで)

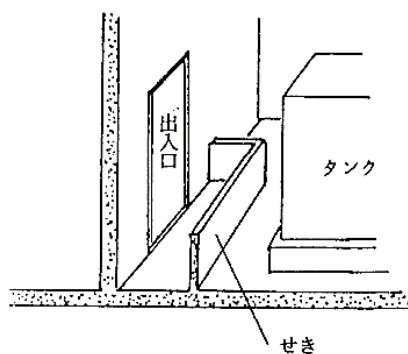
タンク専用室の壁及び上階がある場合の上階の床は、障壁とするよう指導すること。

5 換気設備及び防火ダンパー（危政令第12条第2項第7号）

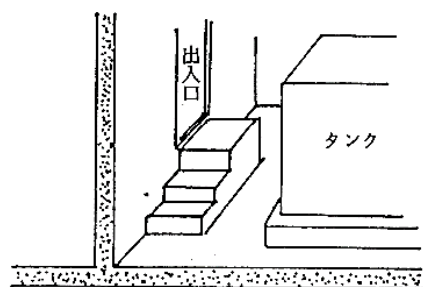
- (1) 「タンク専用室に設ける換気及び排出の設備」は、他の用途の換気ダクトと兼ねることはできない。なお、この場合のダクトの排気口の先端は、地上4m以上の高さとする。
- (2) ダクトが専用室の壁を貫通する場合は、当該部分に防火ダンパーを設けること。
- (3) タンク専用室の壁の一部に給気設備を設ける場合、当該開口部が建築物内にあるときは、温度ヒューズ付（60℃）の火災時自動的に閉鎖する防火設備を取り付けること。

6 流出防止措置（危政令第12条第2項第8号）

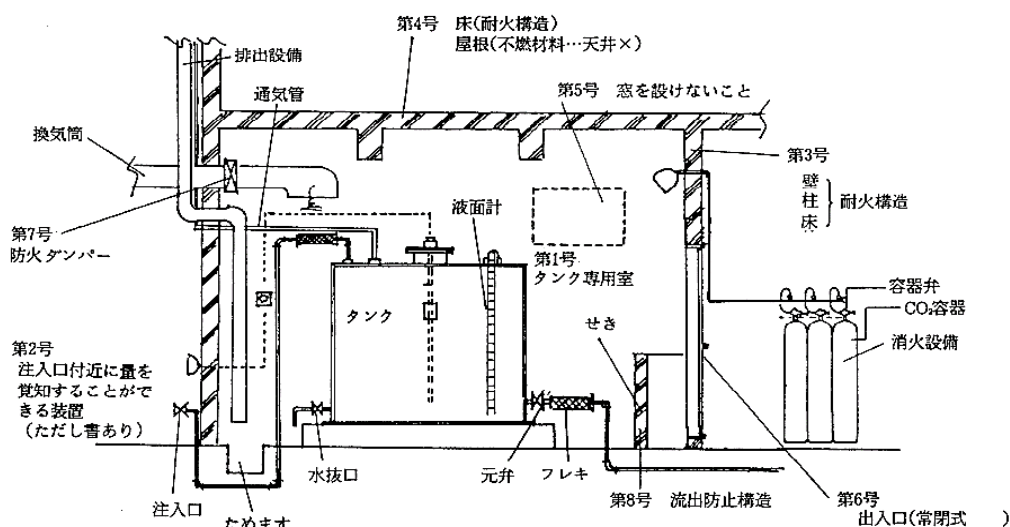
- (1) 「タンク専用室以外の部分に流出しないような構造」とは、室内に貯蔵する危険物の全容量を収容することができる高さ以上の出入口のしきい又はせき若しくは囲い（ポンプ設備をせき又は囲いの外側に設ける場合にあつては、出入口のしきいの高さを20cm以上とすること。）を設けることをいうこと。（次図参照）（昭和46年7月27日消防予第106号）
- (2) せき等を設ける場合にあつては、第3 11(2)に基づき設置すること。



せきを設ける例



出入口の下端を高くする例



階層設置の屋内タンク貯蔵所の参考例